

公益社団法人砂防学会誌投稿規程

(投稿者)

第1条 砂防学会誌に原稿を投稿する者（以下、「投稿者」という）は、原則として砂防学会の正会員（個人）あるいは学生会員に限る。連名の場合は、少なくとも1名が砂防学会の会員であることを必要とする。

(投稿原稿)

第2条 投稿原稿は、他学会誌等に未発表のものに限る。

2 投稿原稿の種別は、別に定める砂防学会誌投稿要領（以下、「投稿要領」という）に定めるとおりとする。

3 投稿原稿の様式、ページ数は投稿要領に定めるとおりとする。

4 投稿原稿は、別に定める執筆要領に準拠して執筆する。

5 下記のような原稿は不採用となる。

(1) 政策的な意図、あるいは宣伝の意図が明らかなもの

(2) 都合のよいデータ・文献のみを利用して議論が進められ、明らかに公正でない記述により構成されているもの

(3) 他人の研究・技術成果をあたかも本人の成果のごとく記述して構成されているもの

(4) 通説が述べられているだけで新しい知見がまったくないもの

(5) きわめて片寄った先入観にとらわれ原稿全体が独断的に記述されているもの

(6) 私的な興味によるしきさいがきわめて強いもの

(投稿方法)

第3条 投稿方法は、投稿要領に定めるとおりとする。

(原稿の査読と審査)

第4条 投稿原稿のうち、論文、報文、研究ノート、技術ノート、総説、災害報告については、複数者による査読を行い、その採用・不採用については砂防学会誌編集委員会が決定する。

(原稿の掲載通知)

第5条 掲載が決定した原稿に対しては、「掲載予定通知」が送付される。

(掲載料)

第6条 投稿者は、掲載決定後に投稿要領に従って諸経費を支払う。

(著作権)

第7条 すでに著作権の設定されているものは除き、著作権は本学会に所属する。著者が非営利目的で複製を作成することは差し支えない。

- 2 他誌から本誌に引用する場合には、引用する文献の著作権に十分注意すること。図・表・写真を他の図書・雑誌などから引用する場合には、著者の責任で事前にその著者および出版社の了承を得ること。

(その他)

第8条 投稿要領、執筆要領、「刷り上りイメージ」のフォーマット、投稿先、連絡先は学会誌または公益社団法人砂防学会ホームページに掲載のとおりである。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。